
野々市市耐震改修促進計画

令和8年3月

野々市市

目次

第1章 計画の概要と耐震化の必要性	1
1-1 計画改定の背景	1
1-2 耐震改修促進計画の概要	2
1-3 想定される地震	6
1-4 耐震化の必要性	10
第2章 耐震化の現状と目標	16
2-1 住宅の耐震化の現状と目標	16
2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標	18
第3章 耐震化への取り組み	20
3-1 耐震化の方針	20
3-2 耐震化の支援制度等	23
3-3 耐震化の相談体制	26
3-4 耐震化の啓発及び知識の普及	27

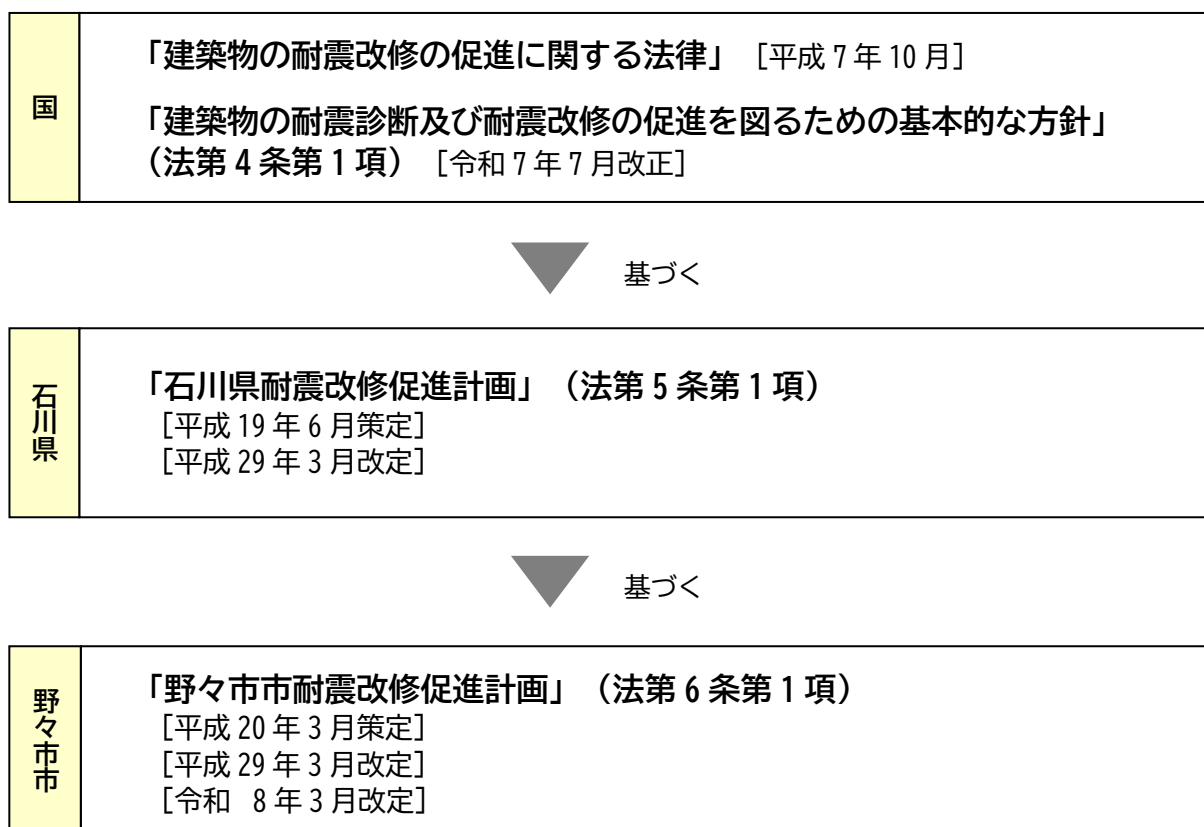
第1章 計画の概要と耐震化の必要性

1-1 計画改正の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月24日法律第123号。以下「法」という。）が施行されました。野々市市では、法第6条第1項に基づき、平成20年3月に「野々市市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定（平成29年3月改定）し、建築物の耐震診断及び耐震改修工事を促進してきました。

令和7年5月に石川県が公表した「地震被害想定調査結果」では、本市においても建築物の倒壊等による人的被害が想定されていることから、建築物の耐震化は急務となっています。

本計画は令和7年度末で計画期間の満了を迎えることから、令和7年7月に改定された国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」などに基づき、継続して建築物の耐震化を促進するために改定するものとします。



1-2 耐震改修促進計画の概要

1) 計画の目的

本計画は、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を守るため、耐震診断・耐震改修の促進を行い、地震に対する住宅・建築物の安全性の向上を図るものです。

2) 計画の対象期間

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間を対象とします。

なお、必要に応じ計画の進捗状況等と合わせて検証し、目標や計画内容を見直すことがあります。また、それ以外にも制度の見直しや大規模な災害の発生等により、見直す場合があります。

3) 対象区域

本計画は、市内全域の住宅・建築物等を対象とします。

4) 耐震化を促進する建築物

本計画では耐震化を図るべき①～⑥の建築物うち、既存耐震不適格建築物（特に昭和 56（1981）年の建築基準法の改正により、耐震基準に適合しなくなった建築物）を対象に耐震化を促進します。建築物の詳細な用途及び規模要件は P5 参照。

① 住宅

- ・木造及び非木造の戸建て住宅、共同住宅、長屋等

② 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）

- ・地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される多数の者が利用する建築物

③ 危険物貯蔵場等建築物（法第 14 条第 2 号）

- ・火薬類、石油類等の危険物で一定数量以上を貯蔵、または処理する建築物

⇒本市には対象となる建築物はありません。

④ 通行障害建築物（法第 14 条第 3 号）

耐震診断義務付け対象（法第 5 条第 3 項第 2 号／法第 6 条第 3 項第 1 号）

- ・石川県及び本市が耐震改修促進計画に定める重要な避難路等（建築物集合地域通過道路等^{※1}に限る）に接する沿道建築物のうち、通行障害既存耐震不適格建築物^{※2}

⇒市内には、石川県耐震改修促進計画に定める重要な避難路等（建築物集合地域通過道路等）はありません。また、市内の石川県緊急輸送道路（第 1 次路線／第 2 次路線）について沿道建築物を簡易的に調査した結果、通行障害建築物はないことが見込まれたため、法に基づく重要な避難路の指定はしていません。よって該当建築物はありません。

耐震診断義務付け対象外（法第 5 条第 3 項第 3 号／法第 6 条第 3 項第 2 号）

- ・石川県及び本市が耐震改修促進計画に定める避難路等（建築物集合地域通過道路等を除く）に接する通行障害既存耐震不適格建築物

⇒上記の耐震診断義務付け対象と同様の理由により、法に基づく避難路の指定はしていません。よって該当建築物はありません。

※1 建築物集合地域通過道路等：相当数の建築物が集合、又は集合することが確実と見込まれる地域を通行する道路等

※2 通行障害既存耐震不適格建築物：地震発生時に倒壊することで前面道路の過半を閉塞させ、円滑な避難や緊急車両の通行、緊急物資の輸送を妨げる恐れがある既存耐震不適格建築物

⑤ 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）

- ・多数の者が利用する建築物、危険物貯蔵場等建築物のうち、一定規模以上で耐震診断を義務付けられる建築物

⇒市内には、「要緊急安全確認大規模建築物」の要件に該当する建築物がありますが、既に耐震診断を実施し、全ての建築物が耐震性能を有していることを確認しています。結果については市のホームページで公表しています。

⑥ 要安全確認計画記載建築物（法第7条）

ア. 防災拠点建築物（法第5条第3項1号）

- ・石川県耐震改修促進計画に定める公益上必要な防災拠点建築物

⇒市内には、石川県耐震改修促進計画に定める公益上必要な防災拠点建築物はないため、該当建築物はありません。

イ. 通行障害建築物の一部（法第5条第3項第2号／法第6条第3項第1号）

- ・耐震診断義務付け対象となる通行障害既存耐震不適格建築物

⇒④（耐震診断義務付け対象）と同様の理由により、法に基づく重要な避難路の指定はしていません。よって該当建築物はありません。

▼ 耐震改修促進法における規制対象一覧

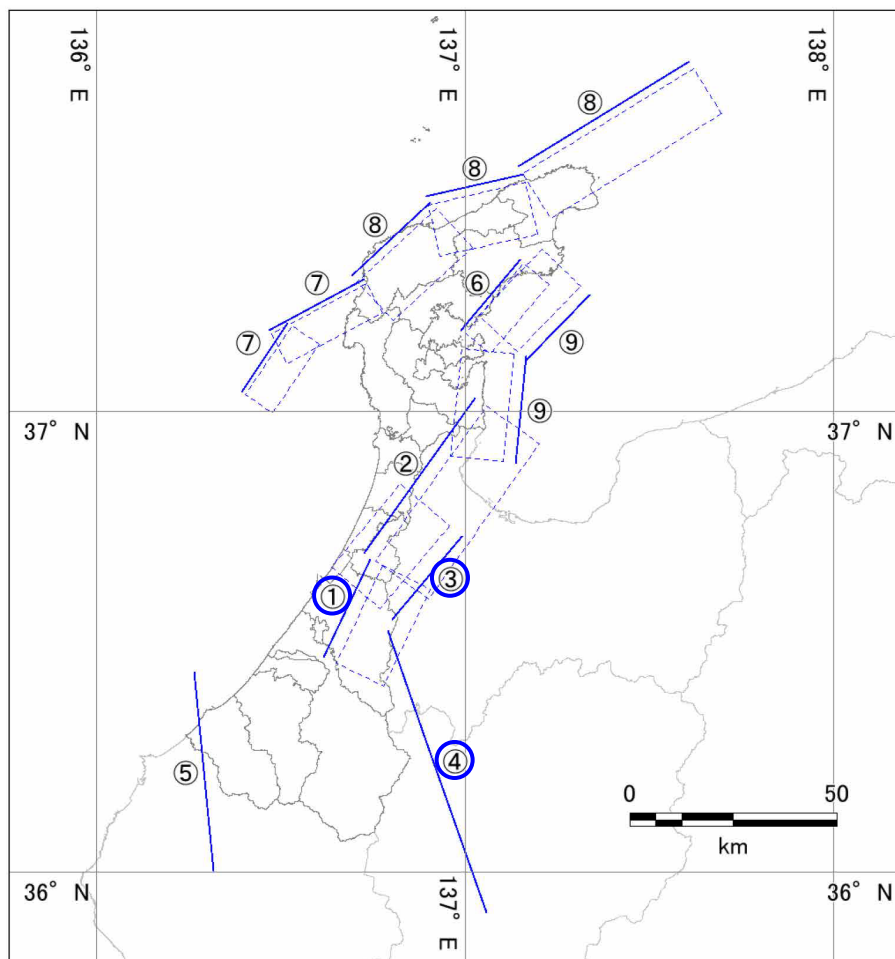
用途		法第14条における所有者の努力義務建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件 (法第7条、法附則第3条)		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	【⑤要緊急安全確認大規模建築物】	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上			
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所					
劇場、観覧場、映画館又は演芸場					
集会場、公会堂					
展示場					
卸売市場					
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル又は旅館					
賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎又は下宿					
事務所					
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					
幼稚園、認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館又は図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場					
公衆浴場					
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）					
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ5,000㎡以上		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留所又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公共上必要な建築物					
③危険物貯蔵場等建築物	第2号	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)		
④通行障害建築物	第3号	法の規定により耐震改修促進計画に記載された道路（建築物集合地域通過道路等を除く）に接する建築物で該当道路幅員の1/2超（道路幅員が12m以下の場合は6m超）の高さのもの (法第5条第3項第3号) (法第6条第3項第2号)	法の規定により耐震改修促進計画に記載された重要な道路（建築物集合地域通過道路等に限る）に接する建築物で該当道路幅員の1/2超（道路幅員が12m以下の場合は6m超）の高さのもの (法第5条第3項第2号) (法第6条第3項第1号)	【⑥要安全確認計画記載建築物】	
防災拠点建築物			石川県耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		
住宅・上表以外の建築物		法16条第1項			
ブロック塀		ブロック塀の安全対策（市内全域の道路に面する部分）			

1-3 想定される地震

1) 想定される地震

石川県が公表した「地震被害想定調査結果（令和7年5月）」では、石川県に影響を与える県内および隣県の9つの断層帯（森本・富樫断層帯、邑知潟断層帯、砺波平野断層帯西部、庄川断層帯、福井平野東縁断層帯主部、能登海岸活動セグメント、門前断層帯、能登半島北岸断層帯、七尾湾東方断層帯）における地震被害想定を行っています。

▼ 被害想定を行った断層帯の名称・地震規模・発生確率



被害想定を行った断層帯	地震規模 (M)	30年以内の地震発生確率	被害想定を行った断層帯	地震規模 (M)	30年以内の地震発生確率	
①森本・富樫断層帯	7.2	2~8%	⑧能登半島北岸断層帯	8.1	—	
②邑知潟断層帯	7.6	2%		猿山沖区間	7.1	ほぼ0%
③砺波平野断層帯西部	7.2	ほぼ0~2%		輪島沖区間	7.1	ほぼ0%
④庄川断層帯	7.9	ほぼ0%	珠洲沖区間	7.6	ほぼ0%	
⑤福井平野東縁断層帯主部	7.6	ほぼ0~0.07%	⑨七尾湾東方断層帯	7.6	—	
⑥能登海岸活動セグメント	6.9	0.2%		大泊鼻沖区間	7.2	0.5~0.6%
⑦門前断層帯	7.5	—	城ヶ崎沖区間	7.0	0.7~0.8%	
	門前沖区間	7.1	1.0~2.0%			
海士岬沖区間	6.9	0.1~0.3%				

[出典：石川県地震被害想定調査（令和7月5月）]

市内における最大震度6弱以上の揺れが推計される主な断層帯は、次のとおりです。

- ①森本・富樫断層帯 : 最大震度6強
- ③砺波平野断層帯西部 : 最大震度6弱
- ④庄川断層帯（震源は南・北共）: 最大震度6弱

▼ 野々市市の最大震度推計

震源断層		最大震度推計値
①森本・富樫断層帯	－	6強
②邑知瀧断層帯	北に震源	5強
	南に震源	5強
③砺波平野断層帯西部	－	6弱
④庄川断層帯	南に震源	6弱
	北に震源	6弱
⑤福井平野東縁断層帯主部	南に震源	5強
	北に震源	5強
⑥能登海岸活動セグメント	－	3
⑦門前断層帯	東下部に震源	4
	西下部に震源	4
⑧能登半島北岸断層帯	南下部に震源	4
	中央西下部に震源	4
⑨七尾湾東方断層帯	南下部に震源	4
	北下部に震源	4

[出典：石川県地震被害想定調査（令和7月5月）]

2) 想定される被害

最大震度6強が推計される①森本・富樫断層帯では、全壊・全焼する建物の想定被害は1,281棟となっています。人的被害（死者）の想定は61人となっており、その多くは建物倒壊が要因となっています。また、ブロック塀等の転倒を要因とする人的被害も想定されています。

その他、市内における最大震度6弱以上の揺れが推計される③砺波平野断層帯西部、④庄川断層帯の想定被害は、下表のとおりです。

▼ 市内における最大震度6弱以上の揺れが推計される断層帯の想定被害

被害項目	想定被害件数（棟・人）		
	①森本・富樫断層帯 （最大震度6強）	③砺波平野断層帯西部 （最大震度6弱）	④庄川断層帯 （最大震度6弱）
建物被害（全壊・全焼）	1,281	26	406
揺れ	1,103	6	380
液状化	13	12	13
急傾斜地崩壊	0	0	0
地震火災	166	8	13
建物被害（半壊）	1,662	173	921
人的被害（死者）	61	1	22
建物倒壊	57	0	20
急傾斜地崩壊	0	0	0
地震火災	1	0	0
ブロック塀等の転倒	3	1	2
人的被害（負傷者）	402	15	180

※庄川断層帯は南を震源とした被害想定件数

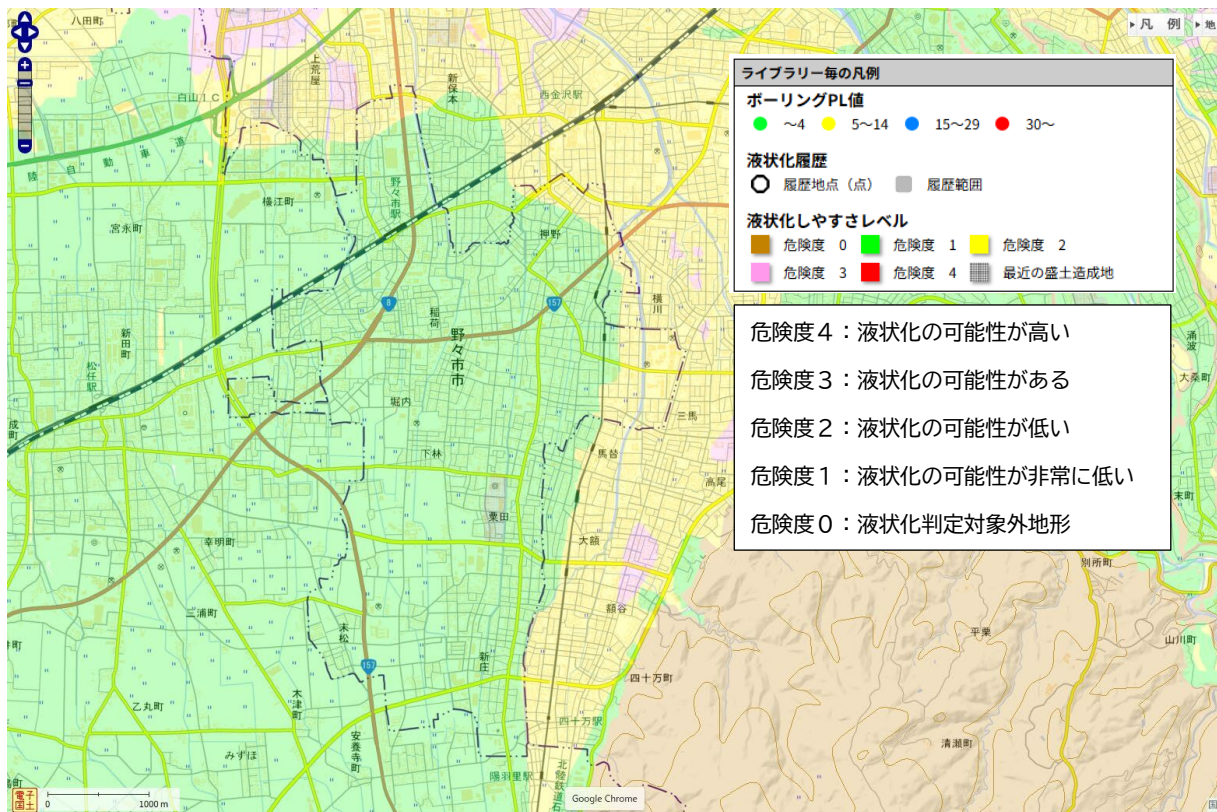
[出典：石川県地震被害想定調査（令和7月5月）]

3) 液状化の影響

液状化とは地震の強い揺れによって、地下水を含んだ砂質の地盤が一時的に液体のようになってしまう現象です。これにより、地盤沈下、建物の傾斜・沈下、噴砂、マンホールや埋設管の浮き上がりなどの被害が発生します。

本市は手取川扇状地に位置しており、液状化の可能性が低いとされています。国が公表する「北陸の液状化しやすさマップ」においても本市のほぼ全域が危険度1（液状化の可能性が非常に低い）と評価されています。

▼ 野々市市における液状化の可能性



[出典：北陸の液状化しやすさマップ 国土交通省北陸地方整備局]

1-4 耐震化の必要性

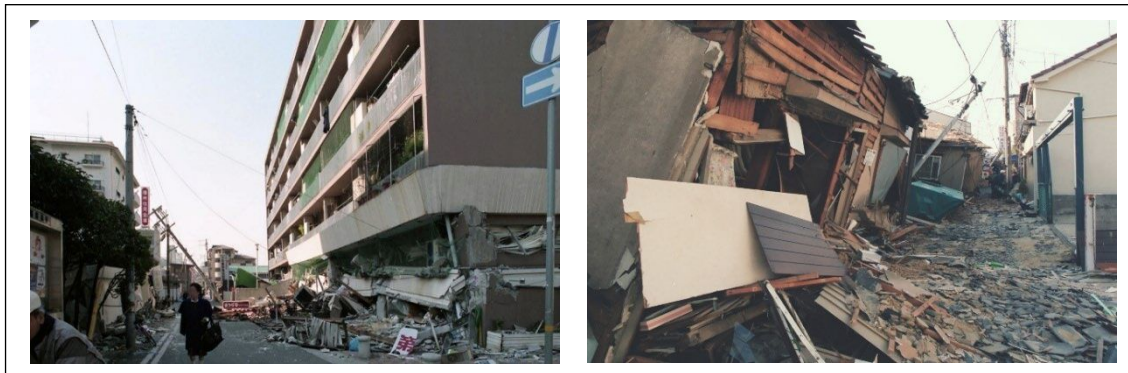
東海、東南海、南海、首都直下型などの大地震の脅威が切迫し、いつどこで発生するかわからない地震に対して備えておく必要があります。過去の地震被害の多くは建築物の倒壊等によるものであったことから、住宅・建築物の耐震化を図ることは地震対策を行う上で重要といえます。

1) 過去に発生した大規模地震の概要

① 阪神・淡路大震災 [1995 (平成 7) 年 1 月 17 日、震度 7]

内陸で発生した直下型地震であり、神戸市を中心とした阪神地域等に甚大な被害をもたらしました。9万棟を超える家屋が全壊し、約 5,500 人を超える死者が出ました。その被害者の約 9 割 (約 4,800 人) は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらには、倒壊した建築物等は、火災の発生や避難、救援・消火の妨げ、がれきの発生等により被害の拡大をまねきました。また、昭和 56 年以前の建築物 (旧耐震^{※1}の建築物) に大きな被害が出ていることもわかっています。

▼ 倒壊した昭和 56 年以前の建築物



[出典：神戸市]

② 東北地方太平洋沖地震 (東日本大地震) [2011 (平成 23) 年 3 月 11 日、最大震度 7]

太平洋三陸沖を震源に発生し、東北から関東にかけて広範囲で強い揺れを観測しました。また、太平洋沿岸を中心に高い津波が襲い、東日本一帯に甚大な被害をもたらし、死者行方不明者は約 19,000 人、建物の全壊・半壊 39 万戸以上、避難者は 40 万人以上となりました。

▼ 津波による建物被害・倒壊した家屋の状況



[出典：庁内資料]

※1 旧耐震：昭和 55 (1980) 年に建築基準法における構造規定が改正され、昭和 56 (1981) 年 6 月 1 日に施行された。その新たな基準で建築されたものを「新耐震 (建築物)」、それ以前のを「旧耐震 (建築物)」という。

③ 熊本地震 [2016 (平成 28) 年 4 月 14 日、4 月 16 日、最大震度 7]

熊本県熊本地方を震源にマグニチュード 6.5 の地震、その後、マグニチュード 7.3 の地震が発生しました。被害状況は死者 98 人、負傷者 2,421 人となっており、住宅全壊は 8,198 棟、半壊 29,761 棟となり、多くの方が避難を余儀なくされました。

▼ 熊本地震で倒壊した家屋



[出典：庁内資料]

④ 大阪府北部地震 [2018 (平成 30) 年 6 月 18 日、震度 6 弱]

大阪府北部を震源に発生し、住家被害は全壊 56 棟、半壊 1,067 棟、一部破損 130,570 棟にのぼりました。また、この地震ではブロック塀崩落による人的被害（死者 2 名）も起こり、これを契機に法施行令が改正され、ブロック塀等に対する規制が強化されました。

▼ 小学校ブロック塀崩壊・調査状況



[出典：国土交通省近畿地方整備局]

⑤ 令和6年能登半島地震（2024（令和6）年1月1日、震度7）

令和6年能登半島地震による建物倒壊被害は甚大となっており、石川県内の住家被害は全壊6,077棟、半壊18,328棟、一部破損102,406棟にのぼりました。過去の地震被害と同様に建築年代が古い木造建築物の倒壊または大破が相次ぎ、多くの方が避難を余儀なくされました。

▼ 建築年代が古い木造建築物の倒壊状況

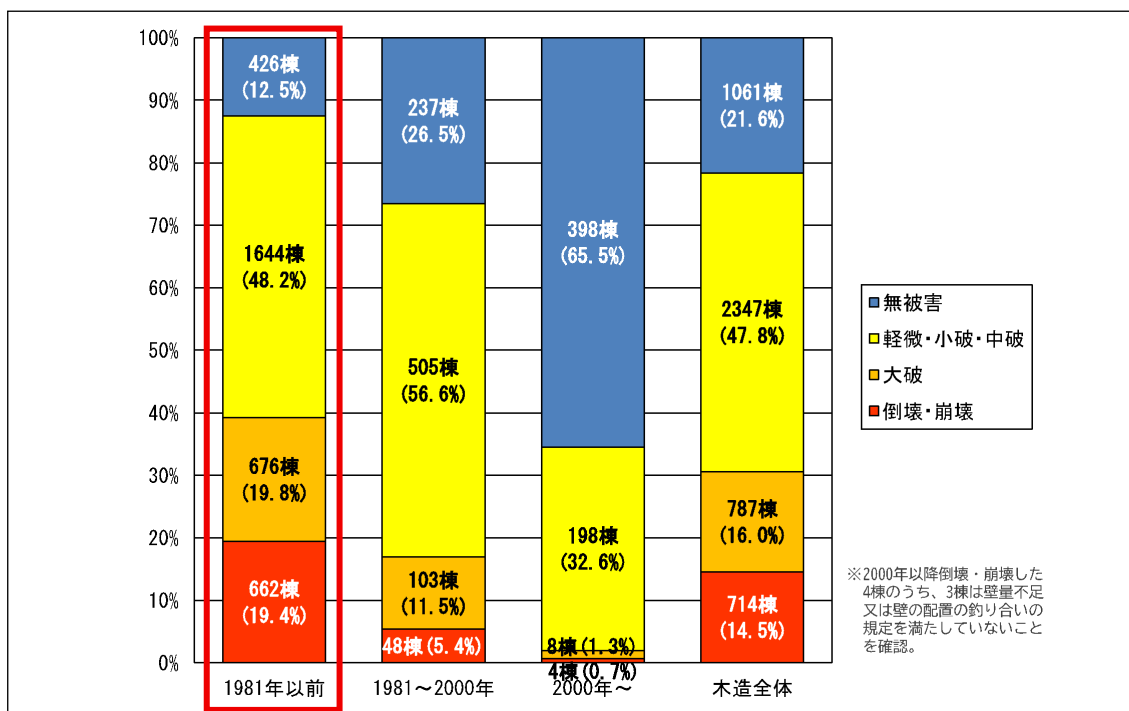


[出典：令和6年能登半島地震アーカイブ(提供者：石川県)/CC BY-NC-SA]

国土交通省では、建築時点の建築基準の違いによる木造建築物の被害状況を把握するため、建築物被害の大きかった輪島市、珠洲市、穴水町の市街地において日本建築学会が実施した調査結果を用いて、建築年代別の被害の傾向を分析しています。

分析結果から、旧耐震基準（1981年以前）の木造建築物における倒壊等の割合が、新耐震基準導入以降の木造建築物と比較して顕著に高かったことが報告されています。

▼ 木造建築物における建築年代別の倒壊・崩壊の割合



[出典：令和6年能登半島地震の建築物構造被害について（社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故・災害対策部会（第31回）報告資料抜粋）]

⑥ 県内に被害をもたらした主な地震

これまでに石川県内に被害をもたらした主な地震の概要は、下表のとおりです。

▼ 石川県に被害を及ぼした主な地震

西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害
1729年 8月1日 （享保14）	能登・佐渡	6.6 ～ 7.0	珠洲郡、鳳至郡で死者5人、家屋全壊・同損壊791棟、輪島村で家屋全壊28棟 能登半島先端で被害が大きい
1799年 6月29日 （寛政11）	加賀 （金沢地震とも呼ばれる）	6.0	金沢城下で家屋全壊26棟、能美・石川・河北郡で家屋全壊964棟、死者は全体で21人
1833年12月7日 （天保4）	羽前・羽後・越後・佐渡	7 1/2	死者47人
1891年10月28日 （明治24）	（濃尾地震）	8.0	家屋全壊25棟
1892年12月9日 （明治25）	能登半島	6.4	羽咋郡高浜町・火打谷村で家屋破損あり 堀松村末吉で、死者1人、負傷者5人、家屋全壊2棟（11日にも同程度の地震あり）
1933年 9月21日 （昭和8）	能登半島	6.0	死者3人、負傷者55人、住家全壊2棟
1944年12月7日 （昭和19）	（東南海地震）	7.9	住家全壊3棟
1948年 6月28日 （昭和23）	（福井地震）	7.1	死者41人、負傷者453人、家屋全壊802棟
1952年 3月7日 （昭和27）	（大聖寺沖地震）	6.5	死者7人、負傷者8人
1961年 8月19日 （昭和36）	（北美濃地震）	7.0	死者4人、負傷者7人
2007年 3月25日 （平成19）	（平成19年能登半島地震）	6.9	死者1人、負傷者338人、家屋全壊684棟
2019年 6月18日 （令和元）	山形県沖	6.7	負傷者1人 （令和2年9月30日現在、総務省消防庁調べ）
2022年 6月19日 （令和4）	石川県能登地方	5.4	負傷者7人 （令和4年7月1日現在、総務省消防庁調べ）
2023年 5月5日 （令和5）	石川県能登地方	6.5	死者1人、負傷者47人、住家全壊30棟、 住家半壊169棟 （令和5年6月7日現在、総務省消防庁調べ）
2024年 1月1日 （令和6）	石川県能登地方 （令和6年能登半島地震）	7.6	死者483人（うち災害関連死255人）、行方不明者2人、負傷者1,254人、住家全壊6,077棟、住家半壊18,328棟 （令和6年12月24日14時00分、総務省消防庁調べ）

[出典：石川県地震被害想定調査（令和7月5月）]

2) 大地震から生命・財産を守るには住宅・建築物の《耐震化》が効果的

地震の発生を阻止したり予想したりすることは難しいですが、地震の発生による被害を軽減することは可能です。住宅・建築物が倒壊することにより、死傷者の発生や延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れ（道路が通行できない）などの被害が大きくなることがわかっています。

住宅・建築物を倒壊しないようにすること《耐震化》が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。

～ 耐震化のメリット ～

1 居住者・利用者の生命と身体の安全確保

- ・最大のメリットは地震発生時の建物の倒壊や破損を防ぎ、人の命を守ることができます。
- ・耐震化によって避難する時間を稼ぐことができるほか、負傷するリスクも大幅に軽減されます。

2 経済的損失の軽減と資産価値の維持

- ・大地震で建物が全壊・半壊すると、建て替えや大規模修繕に莫大な費用がかかります。耐震化しておくことで、震災後の修復費用を最小限に抑えることができます。
- ・不動産としての信頼性を高め、資産価値の維持にもつながります。

3 被災後の生活継続・早期復旧

- ・住宅の場合、住み慣れた自宅で生活を続けられるため、厳しい避難所生活を避けることができます。
- ・店舗・事務所の場合では、建物や設備の被害を抑えることができるため、事業を早期に再開できるメリットがあります。

4 二次被害の防止

- ・建物が倒壊して道路をふさがないことで、消防車や救急車などの緊急車両の通行を妨げず、円滑な救命活動が行えます。
- ・建物が倒壊しなければ、電気配線のショートなどによる出火リスクを抑えることができるため、市街地火災の延焼を防ぐことができます。

3) 耐震改修工事を実施した方へのインタビュー

これまでに本市の耐震改修の補助制度を活用して、お住まいを耐震化された方へインタビューを行いました。耐震化に関する感想は、次のとおりです。

Aさんの感想（親夫婦、息子夫婦、孫（3世代））

「長年の不安が一気に解消され、3世代が安心して暮らせる住まいが実現しました！」

耐震改修工事完了時期：令和7月3月 / 補助交付金額：210万円

Q：耐震化を考えたきっかけを教えてください。

A：令和6年能登半島地震の発生と南海トラフ地震に関する情報発表により、住宅の安全性への危機意識が高まったことが大きなきっかけとなりました。

同時に、息子夫婦、孫が安心して暮らせるようにという思い、そして家全体のリフォーム工事と耐震化を一度に行える効率性と、新築と比べて費用が抑えられる点が決断につながりました。

Q：工事の内容とご感想をお聞かせください。

A：耐震改修工事のほか、間取り変更、外壁・屋根工事、断熱工事、水廻り工事、バリアフリー工事など、多岐にわたる改修工事を実施しました。

リフォーム工事と耐震化を同時に進められたため、長年抱えていた不安が一気に解消されました。能登半島地震直後の工事実施により耐震化の重要性を実感でき、息子夫婦と孫を含む3世代が安心して暮らせる住まいが実現しました。

耐震改修工事を行っていない方には、「安心して暮らしていくには耐震化は必須！」と伝えたいです。

Bさんの感想（ご夫婦お二人暮らし）

「空き家だった実家を耐震改修し、不安解消と住み心地が大きく向上しました！」

耐震改修工事完了時期：令和7月12月 / 補助交付金額：210万円

Q：耐震化を考えたきっかけを教えてください。

A：近年の地震多発や、将来子どもたちに安心して住んでもらいたいという思いから耐震化を決断しました。

もともと実家が空き家で、手狭な現住居の問題もあり、リフォーム工事と併せて効率的に実施できる点が決め手となりました。

また、補助金が得られることを知ったことも背中を押しました。

Q：工事の内容とご感想をお聞かせください。

A：実家の耐震改修を中心に、間取り変更、外壁・屋根工事、断熱工事、水廻り工事、バリアフリー工事などを同時に実施しました。

工事後は長年の不安が解消され、住宅の性能が向上し、住み心地が良くなったと実感しています。現在は夫婦で快適に暮らしていますが、将来は息子夫婦に譲る予定です。長期にわたって安心して住み続けるには、リフォームと耐震化を同時に検討し、その重要性和向き合うことが大切だと思います。

第2章 耐震化の現状と目標

2-1 住宅の耐震化の現状と目標

1) 住宅の耐震化の現状

市内の住宅における現状の耐震化率は、令和7年度で約94%となっています。

▼ 住宅の耐震化率 [令和7年度時点]

	住宅総数		住宅耐震化率
	耐震性あり	耐震性なし	
野々市市	14,357	896	約94%

▽ 耐震化率の算出方法

$$\frac{\text{耐震性ありの住宅 (B + C + D)}}{\text{住宅総数 (A)}} = \text{耐震化率 (\%)}$$

A：住宅総数（一戸建て住宅、アパート・共同住宅等）

固定資産課税台帳から得られる、居住世帯のある住宅数

B：新耐震基準で建てられた住宅数

Aのうち、新耐震基準（昭和57年以降に建築）の住宅数

C：旧耐震基準で建てられた住宅のうち、耐震性を有している住宅数

住宅・土地統計調査から得られる、市内における耐震診断で耐震性ありと判定された住宅数の推計値

D：旧耐震基準で建てられた住宅のうち、耐震改修の住宅数

住宅・土地統計調査から得られる、市内における耐震改修工事を実施した住宅数の推計値

(参考) 令和5年 住宅・土地統計調査をもとに算出した耐震化率

国は令和5年 住宅・土地統計調査の結果をもとに住宅の耐震化率（令和5年全国値：約90%）を算出しています。住宅・土地統計調査とは、全国から無作為抽出した世帯を対象にした標本調査で世帯・建物・土地の実態を把握するものです。

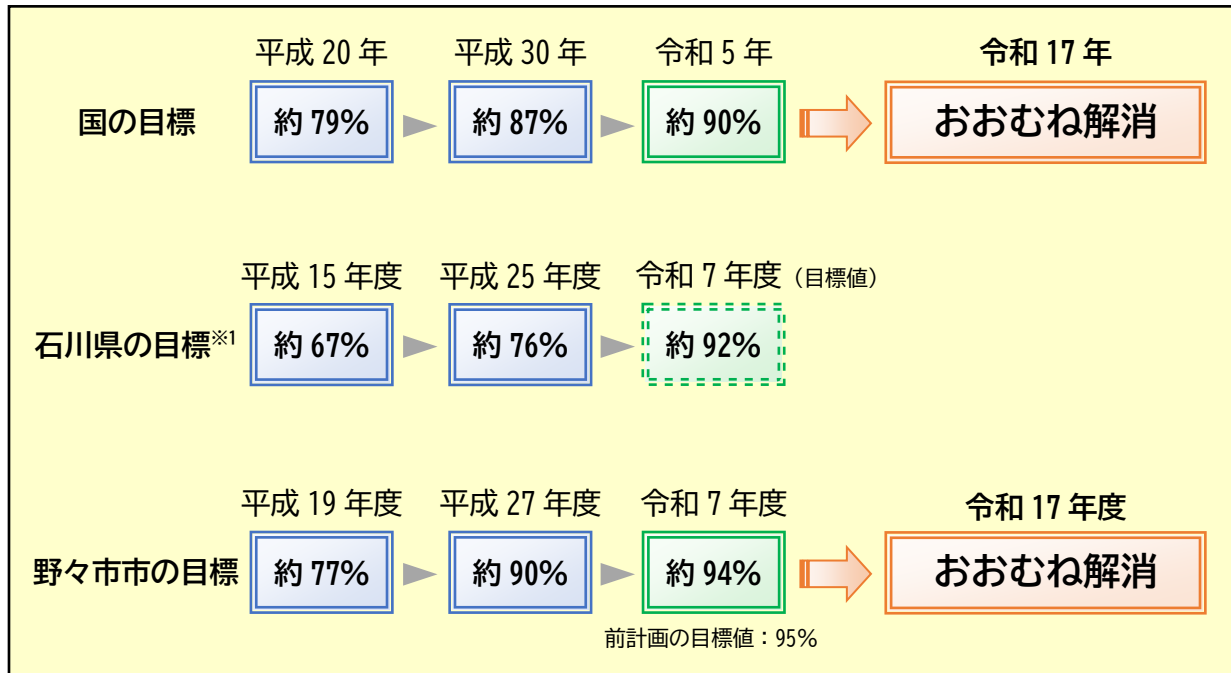
これによると令和5年の住宅の耐震化率は約93%（参考値）となっています。

※本市では、より実態に近い住宅状況がわかる固定資産課税台帳を用いて住宅の耐震化率を算出しています。

2) 住宅の耐震化の目標

国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（令和7年7月17日改正 国土交通省 告示第535号）」では、令和5年の耐震化率 約90%を令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に掲げています。本市においても国の目標を踏まえ、令和17年度までに耐震性の不十分な住宅をおおむね解消することとし、耐震化へ取り組んでいきます。

▼ 住宅の耐震化率の推移と目標



※1 石川県の目標：石川県耐震改修促進計画（平成29（2017）年3月改正）に掲げる住宅の耐震化率及び目標値。

2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

市内の多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）の総棟数は259棟で、このうち耐震性のあるものは250棟となっています。多数の者が利用する建築物の耐震化率は、令和7年度で約97%となっています。

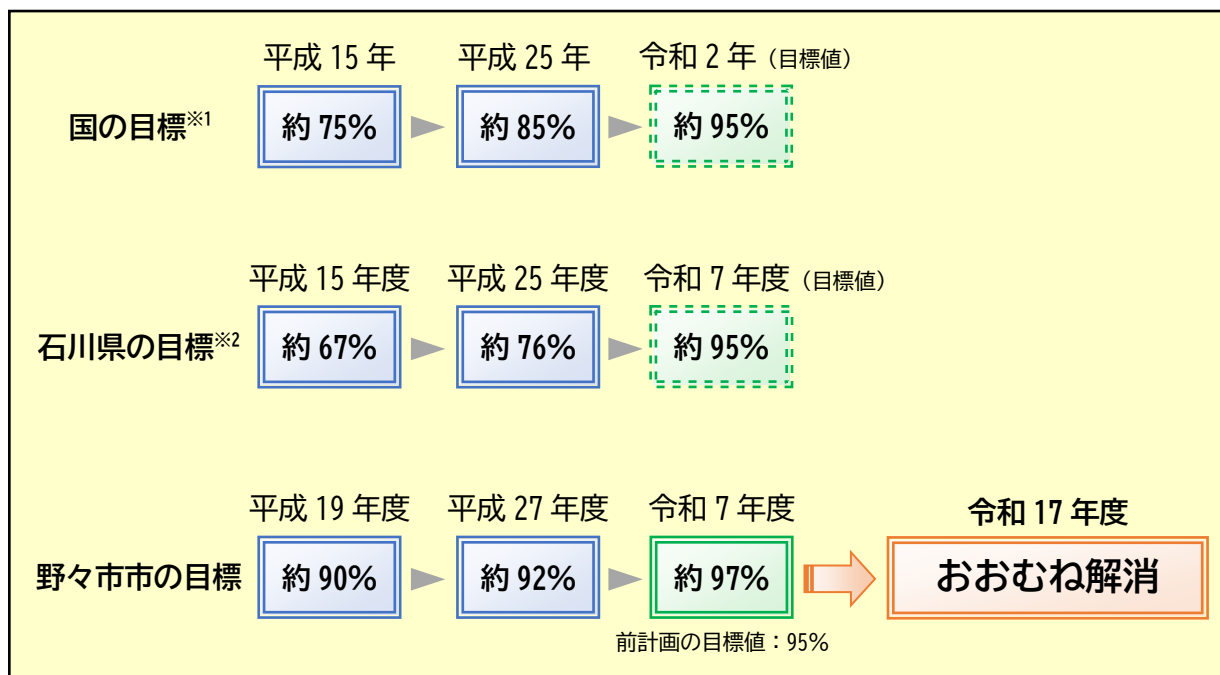
▼多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）の耐震化率 [令和7年度時点]

用 途 (下記の用途で一定規模以上の建築物：P5 参照)		市内全体		
		総棟数	耐震性 あり	耐震化率
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 若しくは特別支援学校	27	27	100%
	上記以外の学校	25	25	100%
体育館（一般公共の用に供されるもの）		2	1	50%
ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		2	2	100%
病院、診療所		8	8	100%
劇場、観覧場、映画館、演芸場		0	0	-
集会場、公会堂		2	2	100%
展示場		1	1	100%
卸売市場		0	0	-
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		7	7	100%
ホテル、旅館		2	2	100%
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		118	114	97%
事務所		13	12	92%
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		18	17	94%
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		1	1	100%
幼稚園、保育所		16	15	94%
博物館、美術館、図書館		1	1	100%
遊技場		2	2	100%
公衆浴場		1	1	100%
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの		0	0	-
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗		0	0	-
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		10	9	90%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物 で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		0	0	-
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設		2	2	100%
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物		1	1	100%
多数の者が利用する建築物 合計		259	250	約97%

2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

市内の多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）の耐震化率は、令和 7 年度で約 97%となっています。これまでの耐震化率の推移を鑑みて、令和 17 年度までに耐震性の不十分なこれらの建築物をおおむね解消することし、耐震化へ取り組んでいきます。

▼ 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標



※1 国の目標：「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（令和 7 年 7 月 17 日改正 国土交通省 告示第 535 号）」では、多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）における耐震化率の目標は掲げられていません。

※2 石川県の目標：石川県耐震改修促進計画（平成 29（2017）年 3 月改正）に掲げる住宅の耐震化率及び目標値。

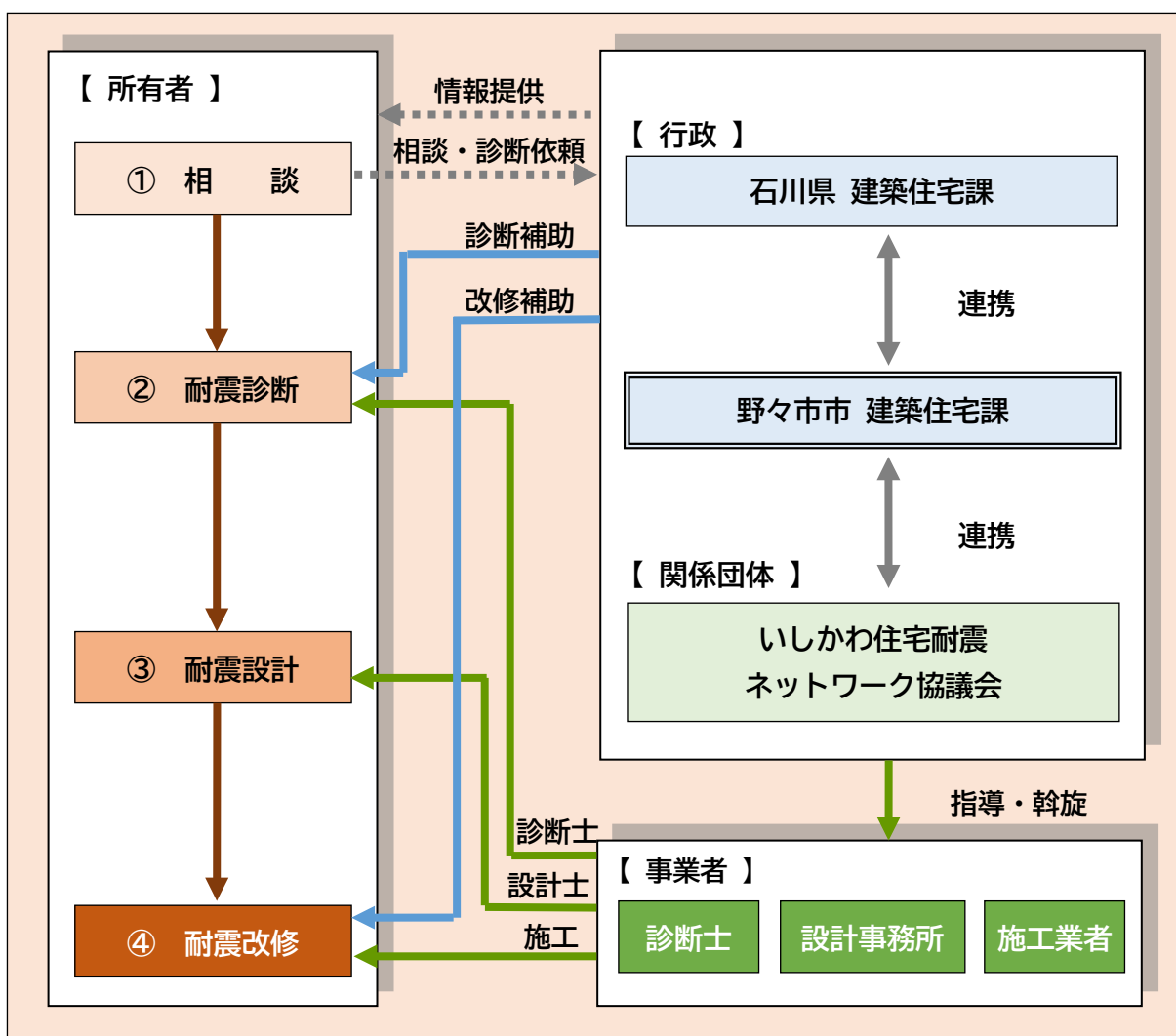
第3章 耐震化への取り組み

3-1 耐震化の方針

1) 住宅の耐震化

本市は、耐震化へ向けて県や関係団体と連携した支援体制づくりを行い、住宅・建築物を所有するみなさまが耐震改修を実施しやすい環境整備を目指します。

▼ 耐震改修の流れと支援体制のイメージ



2) 多数の者が利用する建築物の耐震化

地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される多数の者が利用する建築物については、啓発普及活動を通じて耐震化を呼びかけます。

3) 市街地の耐震化促進

市街地では、地震時に木造建築物が倒壊し、複数箇所では火災が同時発生することで、火災が急速に延焼・拡大する危険が高いといわれています。加えて、狭い道路では消防活動が制限され、ライフライン断絶時には消火ができず、大規模な延焼火災につながります。

本市では建築物における耐震化促進のほか、最低敷地面積の確保や狭隘道路事業、緑化促進、危険ブロック塀の撤去等を図るなど、災害に強い街づくりを継続して行っています。

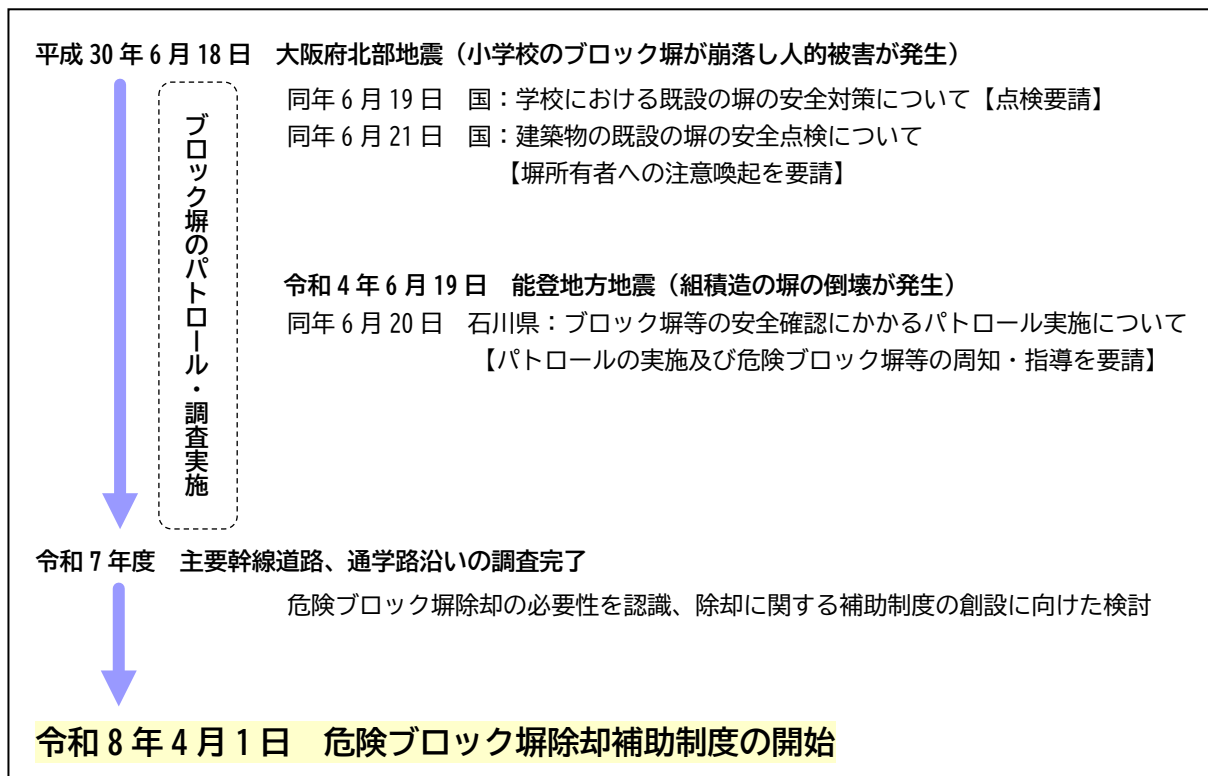
4) ブロック塀の安全対策

近年、大阪府北部地震をはじめとするブロック塀の倒壊被害が報告されています。本市では、国及び県の要請に基づき幹線道路や通学路沿いのブロック塀の安全確保にかかるパトロールを実施するとともに、市内のブロック塀の所有者に対して安全点検を促す注意喚起や一部の危険ブロック塀の所有者に対して改善指導を行ってきました。

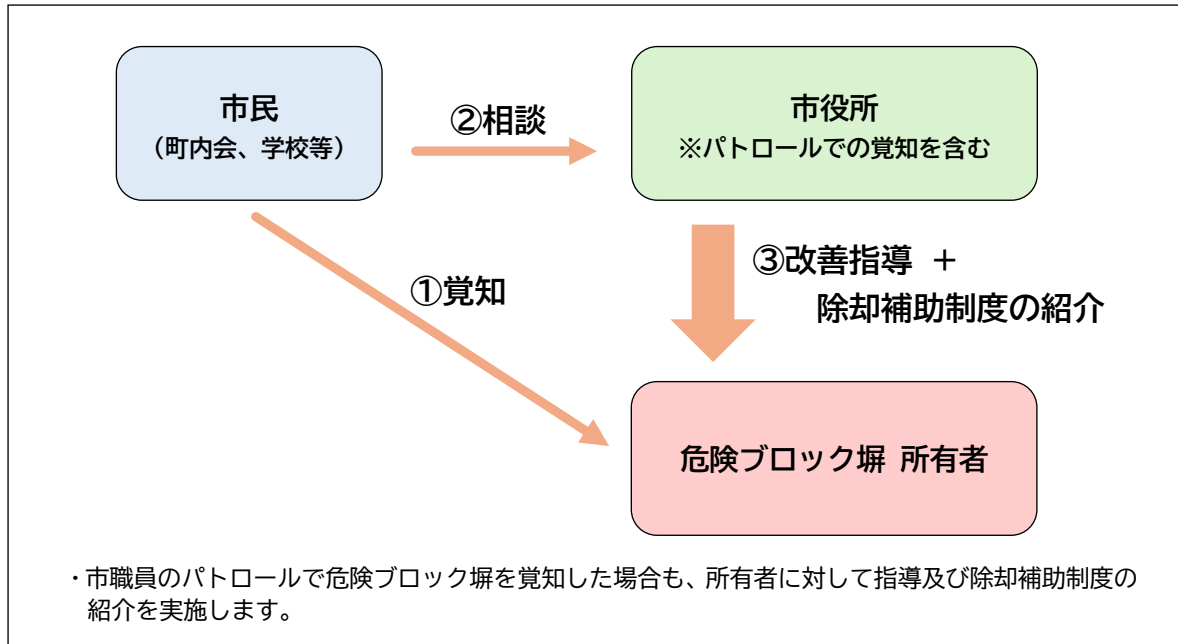
しかしながら、危険ブロック塀の改善が行われないケースもあります。また、市内には地震や強風時に倒壊する恐れがあるブロック塀は潜在的に存在していることが見込まれるため、安全対策が求められていました。

このような状況を踏まえ、ブロック塀の倒壊リスクを軽減するために「危険ブロック塀除却補助制度」を創設し、所有者に対して改善指導と共に除却補助制度を紹介し、ブロック塀の安全対策を促進していきます。

▼ 危険ブロック塀除却補助制度創設までの経緯



▼ 危険ブロック塀に係る改善指導及び除却補助制度の紹介の流れ



▼ 危険ブロック塀除却補助制度のパンフレット

野々市市からのお知らせ
令和8年4月からの新しい補助制度

野々市市危険ブロック塀の除却に関する補助制度

野々市市では、地震や強風等による塀の倒壊リスクを軽減し、通行人の安全を確保するため、危険ブロック塀の除却費用の一部を補助します。

補助対象者
市税を完納している方で、補助対象の危険ブロック塀の全部または一部を除却する方

補助の対象となる危険ブロック塀
次のすべてに該当するもの
・コンクリートブロック造、石造その他の組積造の塀及び門柱
・道路に面するもの
・ブロック塀の安全性判定基準を1項目でも満たしていないもの

補助金額
最大10万円
(4,000円/㎡ × 除却する危険ブロック塀の延べ面積(㎡))
※基礎の部分を除く

ブロック塀の安全性判定基準
※コンクリートブロック塀の場合

判定区分	判定基準	判定
塀の高さ	2.2m以下	判定
塀の厚さ	1.9cm以下(高さ2m以下の場合は、1.0cm以下)	判定
鉄筋の有無	壁筋及び基礎筋	径9mm以上の鉄筋を確に配置
	壁の隅部及び隅角部	径9mm以上の鉄筋を確に配置
壁内	壁内	径9mm以上の鉄筋を確に配置(80cm以下の間隔)
	長さ3.4m以下かつ0.4m間隔	径9mm以上の鉄筋を確に配置
壁の位置	壁後、基礎及び壁内の鉄筋	基礎をかさねて掘り下げ、壁筋は基礎に、基礎は掘削時に必ず打設
	※鉄筋を他の40cm以上基礎に突き刺さる場合は、基礎の隅部に必ず打設	
基礎	寸	35cm以上
	埋入れ	30cm以上
劣化	亀裂、崩壊、腐食、ひび割れ、欠け、剥離、凸凹等がない	判定

野々市市 建設部 建築住宅課 建築指導係 076-227-6136

主な手続きの流れ

手続きに必要な書類

- 補助金の交付申請
 - 交付申請書
 - 判定表
 - 工事計画書 (付近見取り図、配置図、立面図)
 - 工事請負契約書又は見積書の写し
 - 現況写真 (全景が分かる写真)
 - 市税納税状況調査回答書又は納税証明書
 - ブロック塀を含む建物の所有権が確認できる書類 (市税納税の住所とブロック塀の位置が同じである場合は不要)
 - 委任状 (代理者が申請する場合)
- 実績報告
 - 実績報告書
 - 受益者の写し
 - 施工後の工事写真 (全景が分かる写真、1の⑤と同じ方向から撮影したもの)
- 補助金の請求
 - 請求書 (確定通知書を受領した後、提出してください。)

注意事項

以下の場合には補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

- 交付決定の通知を受ける前に工事に着手、または工事が完了した場合
- 建物の解体や建築に伴って危険ブロック塀を除却する場合
- 新たにブロック塀を設置するために危険ブロック塀を除却する場合
- 危険ブロック塀の下段の一部を残して危険ブロック塀を除却する場合 (安全かつ健全な2段以下のブロック、高さ60cm以下の部分を残す場合を除く)
- 残る部分が安全上支障がある場合、周辺に被害が生じるおそれがある場合など

野々市市 建設部 建築住宅課 建築指導係 076-227-6136

5) 野々市市住宅耐震緊急促進アクションプログラム

野々市市住宅耐震緊急促進アクションプログラムに基づき、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握、評価しています。本プログラムも活用し、住宅の耐震化を推進していきます。なお、本プログラムは市ホームページにて確認できます。

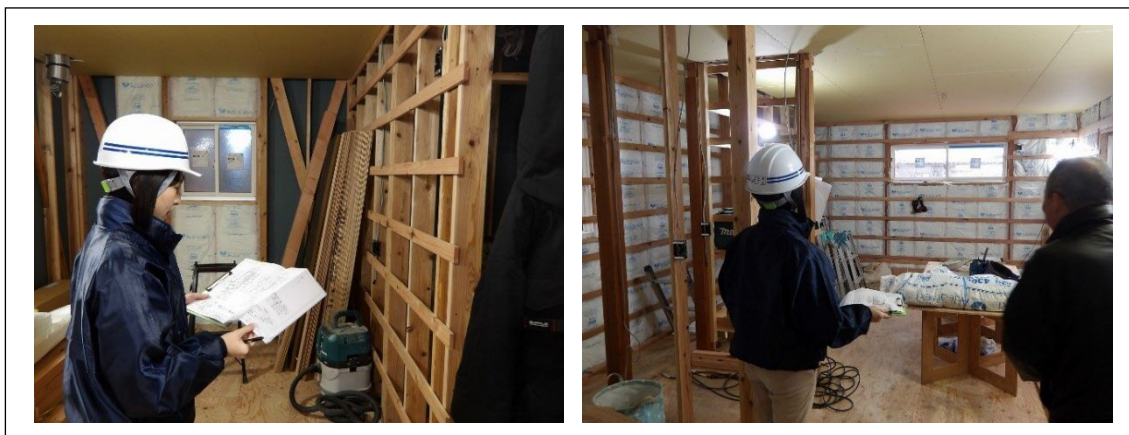
3-2 耐震化の支援制度等

1) 耐震診断、耐震改修の補助制度等

本市は、耐震性が不足する旧耐震基準の木造住宅等を対象に所有者の費用負担を軽減するための補助制度を設け、地震による木造住宅の倒壊を未然に防ぎ、市民の安全を確保するため、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に要する費用の補助等を行っています。また、危険ブロック塀の除却補助や令和6年能登半島地震の被災より耐震性が低下した住宅に対しても、耐震性の向上に係る対策費用の補助を行っていきます。

各制度の詳細は、市ホームページで確認できます。

▼ 耐震改修工事における現場確認・指導状況



① 簡易耐震診断事業

地震に対する住宅の安全性の向上を図るために簡易耐震診断事業を実施しています。この診断は、住宅の図面のみで行うことができる簡易的な診断です。

② 耐震診断の補助制度

住宅の耐震性が確保されているかを判断するために実施する耐震診断の費用を一部補助する制度を設けています。

③ 耐震改修の補助制度

耐震診断の上部構造評点※¹ 1.0 未満と判定された住宅を対象とし、上部構造評点 1.0 以上となる耐震改修工事を行う所有者に対して、改修工事費の一部を補助する制度を設けています。補助制度には耐震改修の促進につなげるため、下記の補助制度等も設けています。

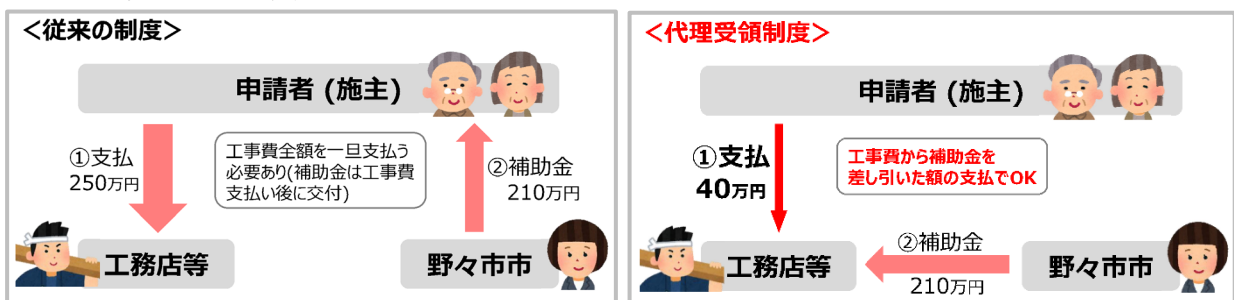
<段階的耐震改修の補助制度>

一括で実施する耐震改修工事に対する補助制度のほか、家計負担の平準化や工事に伴う生活への影響を低減することなどができる段階的耐震改修工事に対する補助制度も設けています。

<代理受領制度>

住宅の耐震化に関する補助金の交付に関して、施主が改修工事費から補助金を差し引いた額を用意すればよい制度です。施主が工業者に補助金を代理で受け取れることを委託することにより、当初の費用負担を軽減することができます。

(例) 耐震改修工事費 250 万円、補助金 210 万円の場合



※工事業者と相談の上、どちらか制度をご利用になるかお選びいただきます。

④ 危険ブロック塀除却補助制度

地震や強風等による塀の倒壊リスクを低減し、通行人の安全を確保するため、危険ブロック塀の除却に要する費用の補助を行います。

【補助対象となるブロック塀】

- ・コンクリートブロック塀、石造その他の組積造の塀及び門柱
- ・道路に面するもの
- ・ブロック塀の安全性判定基準※²を1項目でも満たしていないもの

▼ 市職員による調査状況



※1 上部構造評点：震度6強～7程度の地震が発生した際に、その建物が倒壊せずに耐えられるかどうかを診断し、数値化したもの。評点に対する被害は、次のとおり区分される。

1.5 以上：倒壊しない	0.7 以上～1.0 未満：倒壊する可能性がある
1.0 以上～1.5 未満：一応倒壊しない	0.7 未満：倒壊する可能性が高い

※2 ブロック塀の安全性判定基準：「塀の高さ」、「壁の厚さ」、「鉄筋の有無」、「控え壁」、「鉄筋の定着」、「基礎」、「劣化」を点検し、1項目でも不適合があれば危険な状態。

2) その他の支援制度

耐震改修を行った旧耐震の住宅を対象に所得税の控除や固定資産税の減免等を受けられる制度があります。

① 所得税の特別控除制度

住宅の耐震改修工事に要した費用の一部について、所得税額の控除を受けることができます。

[詳細情報：国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000248.html]

② 固定資産税の減免措置

一定の耐震改修を行った住宅にかかる固定資産税額の減額措置が適用されます。

[詳細情報：国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000248.html]

③ 住宅金融支援機構による融資制度

住宅金融支援機構では、住宅や賃貸住宅の耐震改修を行う場合に融資を受けることができます。

[詳細情報：(独)住宅金融支援機構HP <https://www.jhf.go.jp/kojin/reform/index.html>]

3-3 耐震化の相談体制

1) 本市の窓口強化

住宅等の所有者からの耐震化に関する相談体制をさらに強化していきます。

2) 県との連携

石川県建築住宅課と連携し、市と県が情報を共有し、相談が行える体制づくりをさらに強化していきます。

3) いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会との連携

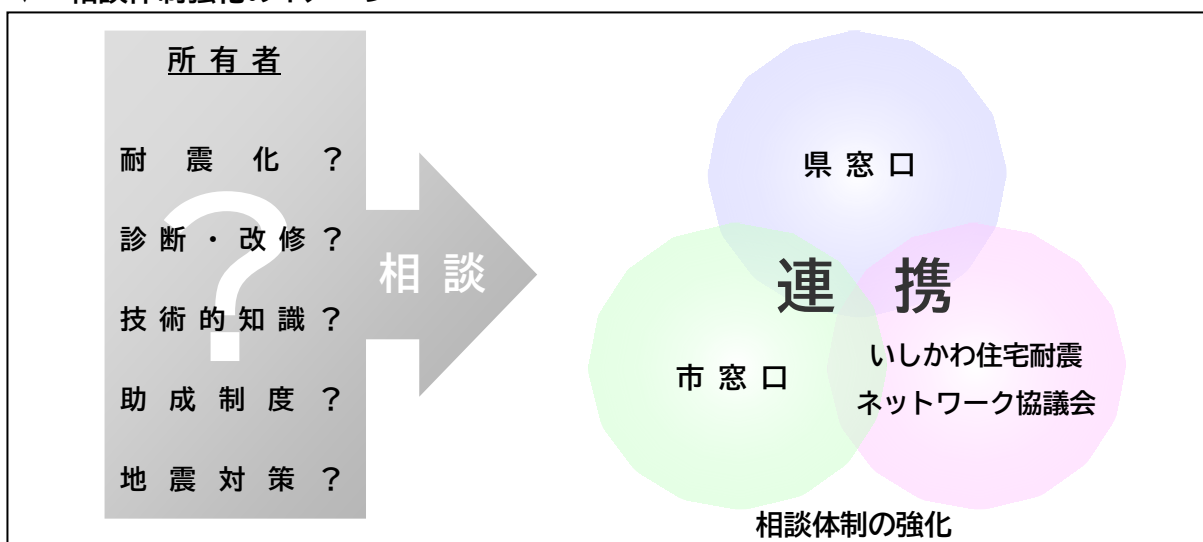
耐震診断及び耐震改修の詳細な相談に対応できるように、「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」との連携を行っています。

▼ 「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」

県・市町・耐震改修事業者が連携して、住宅耐震の普及啓発を図るため、平成30年7月4日に「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」を設立しました。県内の住宅相談を行っている主な機関が中心となって構成されています。

会 員	(一財) 石川県建築住宅センター	(公社) 石川県宅地建物取引業協会
	(一社) 石川県建設業協会	(一社) 石川県建築士会
	(一社) 石川県木造住宅協会	(一社) 石川県建築士事務所協会
	(一社) 石川県建築組合連合会	(独) 住宅金融支援機構北陸支店
	石川県住宅建築行政推進協議会(19市町)	石川県

▼ 相談体制強化のイメージ



3-4 耐震化の啓発及び知識の普及

住宅・建築物の耐震化へ向けて補助制度を設け、相談体制を強化しても所有者の耐震改修への意識が向上しなければ耐震化は促進されません。市は、引き続き所有者へ向けて耐震化に関する啓発及び知識の普及活動を行っていきます。

1) 啓発・普及の方法

より多くの住宅・建築物の所有者へ耐震化に関する情報が提供されるように、さまざまな手法を利用して啓発普及を行っていきます。また、耐震改修を行う工務店等に向けても、随時、新しい情報を提供していきます。

① いしかわ住宅耐震事業者リスト

耐震化を検討するにあたり、「誰に頼んでよいか分からない」という状況を解消するため、石川県と「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」が連携し、耐震診断、補強計画を実施することができる建築士事務所や耐震改修を施工することができる工務店等をまとめた「いしかわ住宅耐震事業者リスト」を公開しています。本市でも、このリストを活用して耐震化に向けた啓発・普及に取り組んでいきます。

② ホームページ、広報、えふえむ・エヌ・ワンの活用

市ホームページや広報を活用し、耐震化に関する情報を掲載します。また、えふえむ・エヌ・ワンを活用し職員による耐震化に関する紹介も行っています。

③ 相談会等の開催

石川県や近隣自治体と連携し、地域住民を対象にした相談会等を開催し、耐震化に関連する正しい情報の提供を行っていきます。

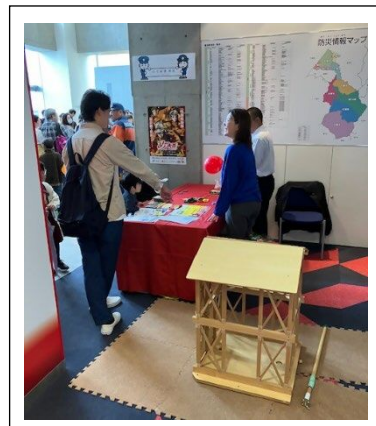
④ 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

固定資産税の納税通知書に耐震化改修に係る普及啓発通知を同封し、全戸配布することで市内全ての住宅所有者に対して、耐震化への理解と促進を図っていきます。

▼ えふえむ・エヌ・ワンを活用した啓発活動



▼ 相談会（防災学習フェア）



2) 総合的な地震対策

① 天井等の非構造部材の落下防止

過去の地震では、体育館や駅舎などの大空間施設の天井崩落、オフィスビルや商業施設の照明器具・空調ユニットの落下による被害が多数報告されています。建物の構造体が耐震基準を満たしていても、天井や付属設備の落下により人命が失われる恐れもあります。

建物所有者等に対して、施設の点検や天井の耐震改修の必要性を周知するとともに、止金物による落下防止対策、部材の軽量化・落下防止ネットの設置など非構造部材の種類や箇所に応じた有効な対策を講じて安全性の確保を図るよう啓発に努めます。

② エレベーター等の安全対策

エレベーターの所有者・管理者に対して、エレベーターに地震感知装置や最寄階停止、自動開扉機能などの地震時管制運転を適切に整備し、法令に基づく定期検査と保守点検により、その機能を維持するよう啓発に努めます。

また、市民には地震発生時の適切な対処方法等について助言及び周知の徹底を図ります。

③ 瓦屋根の安全対策

近年、突風や強い台風の上陸により、住宅の瓦が脱落するなどの大きな被害が発生しており、建築基準法の告示基準（令和4年1月1日施行）において瓦屋根の緊結方法が強化されました。住宅の瓦屋根に係る強風や地震、その他の災害による瓦の脱落被害を軽減し、安全性の確保を促進していきます。

④ 身近にできる地震対策

地震対策を実施したくても「費用負担が大きい」、「補助制度の対象外である」等の理由により、対策の実施に踏み切れない所有者もいます。市では身近にできる地震対策として情報提供を行っていきます。

▼ 身近にできる地震対策

● 感震ブレーカー

地震の揺れを検知して自動的に電源を遮断する装置であり、出火や感電、延焼による被害を未然に防ぐ防災対策です。石川県や市にて、補助制度も設けてあります。

● 家具等の耐震対策

<転倒防止>

地震発生時には、家具・家電製品の転倒やガラスの飛散による深刻な人的被害の発生、避難・救助の妨げとなることが予想されます。壁への固定金具の設置などの転倒防止対策や窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ることは有効な対策です。

タンス：床側をストッパーなどで固定、天井側はポール式器具で固定 等

食器棚：L型金具などで壁に固定、開き戸には開かないように留め金を付ける 等

本棚：重い本は下の段に、本の飛出し防止としてベルトなどの取り付け 等

テレビ：粘着マットを敷く、機器の裏側からワイヤーで固定 等

<耐震家具>

テーブル等の天板が耐圧性に富み、その下に避難できるなど、耐震性に配慮した家具があります。

● 防災ベッド

就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッドがあります。